

協議案件（３）豊田市公共交通会議の規約改正について

協議事項：このことについて、以下のとおり変更してよろしいか。

新旧対照表

新（令和6年6月17日施行）	旧（令和5年12月20日施行）
豊田市公共交通会議規約 第1条～第10条（略） （運賃料金部会） 第11条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 （1）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項 （2）その他運賃料金部会が必要と認める事項 3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。 （1）豊田市長又はその指名する者 （2）当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者 （3）中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者 （4）住民又は利用者の代表 4 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。 5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。 6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。 7 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。 8 運賃料金部会は原則として公開とする。 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。 （分科会） 第12条 第3条の各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を設置することができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 （その他） 第13条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。 （附則）（略） 変更点 ・第12条に新たに（分科会）の項目を追加 ・第11条（その他）を第13条に移動（内容については、変更なし） ・第12条（運賃料金部会）を第11条に移動（内容については、変更なし）	豊田市公共交通会議規約 第1条～第10条（略） （その他） 第11条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。 （運賃料金部会） 第12条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。 2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。 （1）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項 （2）その他運賃料金部会が必要と認める事項 3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。 （1）豊田市長又はその指名する者 （2）当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者 （3）中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者 （4）住民又は利用者の代表 4 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。 5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。 6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。 7 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。 8 運賃料金部会は原則として公開とする。 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。 （附則）（略）

豊田市公共交通会議 規約（令和6年6月17日施行）

（名 称）

第1条 本会は、豊田市公共交通会議（以下「交通会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 交通会議は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の需要に応じ、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成等に関する協議及び交通計画等の実施に関する連絡調整を行うものとする。また、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に係る助成事業について、事業及び交付申請者の特定等を行うものとする。

（協議事項）

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）豊田市における交通計画の検討及び定期的な見直しに関する事項
- （2）交通計画に基づく事業の実施に関する事項
- （3）地域の実情に応じた適切な旅客輸送の様態に関する事項
- （4）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （5）地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- （6）交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項
- （7）地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用に関する事項

（交通会議の構成員）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市民、事業者などの想定される利用者が組織する団体等
- （3）鉄道事業者
- （4）一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者
- （5）社団法人愛知県バス協会及び愛知県タクシー協会
- （6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （7）愛知運輸支局長又はその指名する者
- （8）愛知県知事又はその指名する者
- （9）関係する道路管理者及び警察
- （10）豊田市長又はその指名する者

（役 員）

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）座 長 1名

2 会長は、豊田市副市長とする。

3 副会長、座長は委員の中から会長が指名する。

（職 務）

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長不在のとき、会長の指示により会務を総括する。

4 座長は、交通会議の議長となる。座長不在のときは、副会長がその職務を代理する。

（交通会議の運営）

第7条 交通会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 交通会議は原則として公開する。

3 会長は必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させることができる。

4 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

（報告案件の取扱い）

第8条 第3条の規定に関わらず、次に掲げる事項については、交通会議において報告案件として取扱う。

- （1）路線定期運行における停留所の名称変更
- （2）区域運行及び市町村運営有償運送における停留所の新設、移設、廃止及び名称変更
- （3）その他会長が別に定める事項

（協議結果の取扱い）

第9条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事 務）

第10条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市都市整備部交通政策課で行う。

（運賃料金部会）

第11条 交通会議は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（1）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

（2）その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）豊田市長又はその指名する者
- （2）当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- （3）中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- （4）住民又は利用者の代表

4 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

7 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

8 運賃料金部会は原則として公開とする。

- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

(分科会)

第12条 第3条の各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年 8月29日から施行する。

この規約は、平成17年10月12日から施行する。

この規約は、平成18年 2月 2日から施行する。

この規約は、平成18年 5月31日から施行する。

この規約は、平成18年12月14日から施行する。

この規約は、平成19年 5月29日から施行する。

この規約は、平成19年 8月28日から施行する。

この規約は、平成19年11月29日から施行する。

この規約は、平成20年 6月18日から施行する。

この規約は、平成20年12月15日から施行する。

この規約は、平成21年 6月23日から施行する。

この規約は、平成21年12月14日から施行する。

この規約は、平成22年 6月30日から施行する。

この規約は、平成23年 6月28日から施行する。

この規約は、平成25年 6月25日から施行する。

この規約は、平成27年10月28日から施行する。

この規約は、平成29年 6月22日から施行する。

この規約は、令和 2年 6月23日から施行する。

この規約は、令和 3年 4月23日から施行する。

この規約は、令和 5年12月20日から施行する。

この規約は、令和 6年 6月17日から施行する。